



宮 崎 県 公 報

平成29年12月14日 (木曜日) 号外 第 68 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

条 例	頁	
○宮崎県情報公開条例及び宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例…………… (総務課) 1		一部を改正する条例…………… (市町村課) 4
○宮崎県における事務処理の特例に関する条例の		○宮崎県国民健康保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例…………… (国民健康保険課) 4
		○宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例…………… (建築住宅課) 6

本号で公布された条例のあらまし

◎ 宮崎県情報公開条例及び宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例 (条例第36号)

1 改正の理由及び主な内容

個人情報の保護に関する法律等の改正に伴い、個人情報の定義の明確化等、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (条例第37号)

1 改正の理由及び主な内容

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等に基づく知事の権限に属する事務の一部について、取扱いを希望する市町村に権限を移譲することとしました。

2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県国民健康保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例 (条例第38号)

1 制定の理由及び主な内容

国民健康保険法の改正に伴い、宮崎県国民健康保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関し必要な事項を定めるため、条例を制定することとしました。

2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (条例第39号)

1 改正の理由及び主な内容

公営住宅法の改正に伴い、収入の申告をすること等が困難な事情にある県営住宅の入居者に係る毎月の家賃の算定方法を定める等、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとしました。

条 例

宮崎県情報公開条例及び宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第36号

宮崎県情報公開条例及び宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例

（宮崎県情報公開条例の一部改正）

第 1 条 宮崎県情報公開条例（平成11年宮崎県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（公文書の開示義務）</p> <p>第 7 条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>（3）～（7） [略]</p>	<p>（公文書の開示義務）</p> <p>第 7 条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（<u>文書、図画、写真若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。</u>次条第 2 項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>（3）～（7） [略]</p>

（宮崎県個人情報保護条例の一部改正）

第 2 条 宮崎県個人情報保護条例（平成14年宮崎県条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（定義）</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>2 この条例において「個人情報」とは、個人に関する情報であって、<u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。</u></p> <p>3～7 [略]</p> <p>（個人情報取扱事務の登録及び閲覧）</p> <p>第 6 条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務であって、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その</p>	<p>（定義）</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>2 この条例において「個人情報」とは、個人に関する情報であって、<u>次の各号のいずれかに該当するものをいう。</u></p> <p>（1） <u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画、写真若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第 2 条第 2 項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）。</u></p> <p>（2） <u>個人識別符号が含まれるもの</u></p> <p>3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。</p> <p>4～8 [略]</p> <p>（個人情報取扱事務の登録及び閲覧）</p> <p>第 6 条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務であって、個人の氏名、生年月日その他の記述等又は個人識別符号により特定の個人</p>

他の符号により特定の個人を検索することができる状態で個人情報
が記録された公文書を使用するもの（以下「個人情報取扱事務
」という。）について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱
事務登録簿（以下この条において「登録簿」という。）を作成し
、一般の閲覧に供しなければならない。

(1)～(6) [略]

(7)・(8) [略]

2～4 [略]

5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、第1項第
5号、第6号若しくは第7号に掲げる事項を登録簿に登録し、又
は個人情報取扱事務について登録簿を作成することにより、個人
情報を取り扱う事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支
障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その事項の一部若しく
は全部を登録簿に登録せず、又はその個人情報取扱事務について
登録簿を作成しないことができる。

(収集の制限)

第8条 [略]

2・3 [略]

4 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会
的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない
。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)～(3) [略]

(保有個人情報の開示義務)

第17条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保
有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という
。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し
、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) [略]

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当
該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる
氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の
個人を識別することができるもの（他の情報と照合することによ
り、開示請求者以外の特定の個人を識別することができること
となるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別
することはできないが、開示することにより、なお開示請求
者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、
次に掲げる情報を除く。

ア～ウ [略]

(3)～(8) [略]

(部分開示)

第18条 [略]

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者
以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含ま
れている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他
の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとな
る記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外
の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、
当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなし
て、前項の規定を適用する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

を検索することができる状態で個人情報が記録された公文書を使
用するもの（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次
に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿（以下この条に
おいて「登録簿」という。）を作成し、一般の閲覧に供しなけれ
ばならない。

(1)～(6) [略]

(7) 個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

(8)・(9) [略]

2～4 [略]

5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、第1項第
5号から第8号までのいずれかに掲げる事項を登録簿に登録し、
又は個人情報取扱事務について登録簿を作成することにより、個人
情報を取り扱う事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支
障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その事項の一部若しく
は全部を登録簿に登録せず、又はその個人情報取扱事務につい
て登録簿を作成しないことができる。

(収集の制限)

第8条 [略]

2・3 [略]

4 実施機関は、要配慮個人情報のうち、人種、信条、社会的身分
、病歴（社会的偏見のある疾病に限る。）及び犯罪の経歴に関す
るものを収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該
当するときは、この限りでない。

(1)～(3) [略]

(保有個人情報の開示義務)

第17条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保
有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という
。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し
、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) [略]

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当
該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる
氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の
個人を識別することができるもの（他の情報と照合することによ
り、開示請求者以外の特定の個人を識別することができること
となるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの
又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが
、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益
を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～ウ [略]

(3)～(8) [略]

(部分開示)

第18条 [略]

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者
以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含ま
れている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他
の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとな
る記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても
、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認
められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれ
ないものとみなして、前項の規定を適用する。

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第37号

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県における事務処理の特例に関する条例（平成11年宮崎県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事	務	市	町 村
[略]		[略]	
6の4	[略]	宮崎市、都 城市及び日 南市	宮崎市、都 城市、日南 市及び諸塚 村
6の5	[略]	宮崎市、都 城市及び日 南市	宮崎市、都 城市、日南 市及び諸塚 村
[略]		[略]	
14の4	[略]	14の4 [略]	
14の5 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による次の事務 （1）第53条第1項の規定による申請（精神通院医療に係るものに限る。）に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下この項及び次項において「省令」という。）第35条第2項第2号に掲げる書類の審査に関すること。 （2）第56条第1項の規定による申請（精神通院医療に係るものに限る。）に係る省令第44条第2号に掲げる事項の審査に関すること。		14の5 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による次の事務 （1）第53条第1項の規定による申請（精神通院医療に係るものに限る。）に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下この項及び次項において「省令」という。）第35条第2項第2号に掲げる書類の審査に関すること。 （2）第56条第1項の規定による申請（精神通院医療に係るものに限る。）に係る省令第44条第2号に掲げる事項の審査に関すること。	
14の5 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による次の事務 （1）第56条第2項の規定による変更の認定及び医療受給者証の提出の請求（精神通院医療に係るものに限る。）に関すること。 （2） [略]		14の6 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による次の事務 （1）第56条第2項の規定による変更（精神通院医療に係る省令第44条第1号に掲げる事項の変更に限る。）の認定及び当該変更に係る医療受給者証の提出の請求に関すること。 （2） [略]	
14の6	[略]	宮崎市	各市町村
14の7～14の9 [略]		14の7 [略]	
[略]		14の8～14の10 [略]	
[略]		[略]	

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

宮崎県国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例をここに公布する。

平成29年12月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第38号

宮崎県国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第75条の2第1項並びに国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。）第6条第2項及び第3項の規定に基づき、宮崎県国民健康保険保険給付費等交付金（以下「交付金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるとともに、法第75条の7第1項の規定に基づき、国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」という。）の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び算定政令において使用する用語の例による。

(交付金の種類等)

第3条 交付金の種類は、普通交付金及び特別交付金とする。

2 普通交付金は、算定政令第6条第2項に掲げる事項を勘案して、知事が別に定めるところにより、市町村に対して交付する。

3 特別交付金は、次に掲げる額の合算額を勘案して、知事が別に定めるところにより、市町村に対して交付する。

(1) 算定政令第4条第3項の規定により災害その他特別の事情がある市町村が属する県に交付される特別調整交付金のうち、当該市町村の災害その他特別の事情に応じて交付する額

(2) 法第72条第3項の規定により市町村の取組を支援するために交付される額のうち、当該市町村の取組に応じて交付する額

(3) 法第72条の2第1項の規定により一般会計から国民健康保険に関する特別会計に繰り入れる額のうち、知事が別に定めるところにより、市町村の交付に充てる額

(4) 法第72条の5第1項の規定により毎年度国が負担する特定健康診査等費用額の3分の1に相当する額及び同条第2項の規定により一般会計から国民健康保険に関する特別会計に繰り入れる特定健康診査等費用額の3分の1に相当する額の合算額のうち、市町村の特定健康診査等費用額に応じて交付する額

(納付金の徴収)

第4条 県は、法第75条の7第1項の規定により、年度ごとに各市町村から納付金を徴収するに当たっては、あらかじめ、当該年度において当該市町村が納付すべき納付金の額を算定し、知事が別に定めるところにより、当該市町村に対して通知するものとする。

2 前項の納付金の額は、算定政令、国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令（平成29年厚生労働省令第111号）及び次条から第18条までに定めるところにより算定するものとする。

(医療費指数反映係数)

第5条 算定政令第9条第1項第2号イの医療費指数反映係数は、各市町村に係る一般納付金基礎額に当該市町村に係る年齢調整後医療費指数の多寡が反映されるよう、知事が定める数とする。

(年齢調整後医療費指数)

第6条 算定政令第9条第1項第2号ロの年齢調整後医療費指数は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第9条第4項第1号に掲げる値とする。

(一般納付金所得係数)

第7条 算定政令第9条第1項第3号イ(1)の一般納付金所得係数は、第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。

(1) 算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第9条第5項第1号に掲げる額

(2) 算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第9条第5項第2号に掲げる額

(一般納付金所得等割合)

第8条 算定政令第9条第1項第3号イ(2)の一般納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第9条第6項第1号に掲げる数とする。

(一般納付金被保険者数等割合)

第9条 算定政令第9条第1項第3号ロの一般納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令第9条第7項第2号に掲げる数とする。

(一般納付金被保険者均等割指数)

第10条 算定政令第9条第7項第2号イ(2)の一般納付金被保険者均等割指数は、0を超え、かつ、1未満の範囲内において知事が定める数とする。

(後期高齢者支援金等納付金所得係数)

第11条 算定政令第10条第1項第2号イ(1)の後期高齢者支援金等納付金所得係数は、第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。

(1) 算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第10条第3項第1号に掲げる額

(2) 算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第10条第3項第2号に掲げる額

(後期高齢者支援金等納付金所得等割合)

第12条 算定政令第10条第1項第2号イ(2)の後期高齢者支援金等納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第10条第4項第1号に掲げる数とする。

（後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合）

第13条 算定政令第10条第1項第2号ロの後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令第10条第5項第2号に掲げる数とする。

（後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数）

第14条 算定政令第10条第5項第2号イ(2)の後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数は、0を超え、かつ、1未満の範囲内において知事が定める数とする。

（介護納付金納付金所得係数）

第15条 算定政令第11条第1項第2号イ(1)の介護納付金納付金所得係数は、算定政令第11条第3項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。

（介護納付金納付金所得等割合）

第16条 算定政令第11条第1項第2号イ(2)の介護納付金納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令第11条第4項第1号に掲げる数とする。

（介護納付金賦課被保険者数等割合）

第17条 算定政令第11条第1項第2号ロの介護納付金賦課被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令第11条第5項第2号に掲げる数とする。

（介護納付金納付金被保険者均等割指数）

第18条 算定政令第11条第5項第2号イ(2)の介護納付金納付金被保険者均等割指数は、0を超え、かつ、1未満の範囲内において知事が定める数とする。

（委任）

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 この条例の施行に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第39号

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第1条 宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年宮崎県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章～第7章 〔略〕</p> <p>第8章 補則（第72条－第80条）</p> <p>附則</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（5） 〔略〕</p> <p>（6） 準特定優良賃貸住宅 前2号に掲げる住宅について用途の変更のための廃止を行い、第64条の規定により準用する第5条（第2号イを除く。）に掲げる条件を具備する者又は第64条の規定により準用する第6条（第3項を除く。）の規定により第5条（第2号イを除く。）に掲げる条件を具備する者とみなされる者に賃貸するためのもの及びその附帯施設をいう。</p> <p>（7）～（10） 〔略〕</p> <p>（家賃の決定）</p> <p>第11条 一般県営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第2項の規定による認定に基づき、当該入居者の収入及び当該一般県営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、か</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第7章 〔略〕</p> <p>第8章 補則（第72条－<u>第81条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（5） 〔略〕</p> <p>（6） 準特定優良賃貸住宅 前2号に掲げる住宅について用途の変更のための廃止を行い、第64条の規定により準用する第5条（第2号イを除く。）に掲げる条件を具備する者又は第64条の規定により準用する第6条（第3項及び<u>第4項</u>を除く。）の規定により第5条（第2号イを除く。）に掲げる条件を具備する者とみなされる者に賃貸するためのもの及びその附帯施設をいう。</p> <p>（7）～（10） 〔略〕</p> <p>（家賃の決定）</p> <p>第11条 一般県営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第2項の規定による認定に基づき、当該入居者の収入及び当該一般県営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、か</p>

つ、近傍同種の住宅の家賃(次項の規定により定められたものをいう。以下第46条までにおいて同じ。)以下で、住宅令第2条に定める方法により、知事が定める。ただし、次条第1項の規定による収入の申告がない場合において、第32条の規定による請求を行ったにもかかわらず、一般県営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該一般県営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。

2 [略]

(収入超過者に対する措置)

第28条 [略]

2・3 [略]

4 第13条及び第14条の規定は、前項に規定する一般県営住宅の家賃について準用する。

(高額所得者に対する措置)

第29条 [略]

2～4 [略]

5 入居者が第1項の規定に該当する場合において一般県営住宅に引き続き入居しているときは、当該一般県営住宅の毎月の家賃は、第11条第1項及び前条第3項の規定にかかわらず、近傍同種の住宅の家賃とする。

6～8 [略]

(収入状況の報告の請求等)

第32条 知事は、第11条第1項若しくは第28条第3項の規定による家賃の決定、第13条(第28条第4項又は第29条第8項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第15条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第29条第1項の規定による明渡し等の請求、第30条の規定によるあっせん等又は第36条の規定による一般県営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、一般県営住宅の入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

つ、近傍同種の住宅の家賃(次項の規定により定められたものをいう。以下第46条までにおいて同じ。)以下で、住宅令第2条に定める方法により、知事が定める。ただし、次条第1項の規定による収入の申告がない場合において、第32条の規定による報告の請求を行ったにもかかわらず、一般県営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該一般県営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。

2 [略]

3 一般県営住宅の入居者(介護保険法(平成9年法律第123号)第5条の2に規定する認知症である者、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者その他の公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号)第8条各号に掲げる者に限る。第28条第4項において同じ。)が次条第1項の規定による収入の申告をすること及び第32条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、当該入居者の一般県営住宅の毎月の家賃は、毎年度、同条の規定による書類の閲覧の請求その他の公営住宅法施行規則第9条に定める方法により把握した当該入居者の収入及び当該一般県営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、住宅令第2条に定める方法により、知事が定める。

(収入超過者に対する措置)

第28条 [略]

2・3 [略]

4 入居者が前項の規定に該当する場合において第12条第1項の規定による収入の申告をすること及び第32条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第11条第3項の規定及び前項の規定にかかわらず、当該入居者の一般県営住宅の毎月の家賃は、毎年度、公営住宅法施行規則第9条に定める方法により把握した当該入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、住宅令第8条第3項において読み替えて準用する同条第2項に定めるところにより、知事が定める。

5 第13条及び第14条の規定は、前2項に規定する一般県営住宅の家賃について準用する。

(高額所得者に対する措置)

第29条 [略]

2～4 [略]

5 入居者が第1項の規定に該当する場合において一般県営住宅に引き続き入居しているときは、当該一般県営住宅の毎月の家賃は、第11条第1項及び第3項並びに前条第3項及び第4項の規定にかかわらず、近傍同種の住宅の家賃とする。

6～8 [略]

(収入状況の報告の請求等)

第32条 知事は、第11条第1項若しくは第3項若しくは第28条第3項若しくは第4項の規定による家賃の決定、第13条(第28条第5項又は第29条第8項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第15条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第29条第1項の規定による明渡し等の請求、第30条の規定によるあっせん等又は第36条の規定による一般県営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、一般県営住宅の入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

（県営住宅建替事業に係る家賃の特例）

第37条 知事は、前条第1項の規定により一般県営住宅の入居者を新たに整備された一般県営住宅に入居させる場合において、新たに入居する一般県営住宅の家賃が従前の一般県営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第11条第1項、第28条第3項又は第29条第5項の規定にかかわらず、住宅令第11条に定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

（公営住宅の用途の廃止による一般県営住宅への入居の際の家賃の特例）

第38条 知事は、住宅法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を一般県営住宅に入居させる場合において、新たに入居する一般県営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第11条第1項、第28条第3項又は第29条第5項の規定にかかわらず、住宅令第11条に定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

（家賃の決定）

第46条 前条の規定による使用に供される一般県営住宅の毎月の家賃は、第11条第1項、第28条第3項又は第29条第5項の規定にかかわらず、当該一般県営住宅の入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、知事が定める。

2 [略]

（準用）

第47条 第4条、第7条から第10条まで、第13条から第27条まで、第32条から第38条まで及び第56条の規定は、第45条の規定による一般県営住宅の使用について準用する。この場合において、第7条中「前2条」とあるのは「第47条の規定により読み替えて準用される第56条」と、第14条第1項第1号中「第29条第1項又は第35条第1項」とあるのは「第35条第1項」と、第32条中「第11条第1項若しくは第28条第3項の規定による家賃の決定、第13条（第28条第4項又は第29条第8項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第15条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第29条第1項の規定による明渡しの請求、第30条の規定によるあっせん等又は第36条の規定による一般県営住宅への入居の措置」とあるのは「第13条の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第15条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第36条の規定による一般県営住宅への入居の措置又は第46条第1項の規定による家賃の決定」と、第56条第1号中「第26条第1号、第2号又は第3号」とあるのは「第26条各号のいずれか」と読み替えるものとする。

（家賃の決定）

第51条 改良県営住宅の家賃は、公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）による改正前の公営住宅法（以下「旧住宅法」という。）第12条第1項及び公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成8年政令第248号）による改正前の公営住宅法施行令第4条に定める方法により算出した額に国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和31年法律第82号）第20条の規定により加算することができる額を加える方法により得た額の範囲内において、知事が定める。

（県営住宅建替事業に係る家賃の特例）

第37条 知事は、前条第1項の規定により一般県営住宅の入居者を新たに整備された一般県営住宅に入居させる場合において、新たに入居する一般県営住宅の家賃が従前の一般県営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第11条第1項若しくは第3項、第28条第3項若しくは第4項又は第29条第5項の規定にかかわらず、住宅令第12条に定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

（公営住宅の用途の廃止による一般県営住宅への入居の際の家賃の特例）

第38条 知事は、住宅法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を一般県営住宅に入居させる場合において、新たに入居する一般県営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第11条第1項若しくは第3項、第28条第3項若しくは第4項又は第29条第5項の規定にかかわらず、住宅令第12条に定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

（家賃の決定）

第46条 前条の規定による使用に供される一般県営住宅の毎月の家賃は、第11条第1項若しくは第3項、第28条第3項若しくは第4項又は第29条第5項の規定にかかわらず、当該一般県営住宅の入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、知事が定める。

2 [略]

（準用）

第47条 第4条、第7条から第10条まで、第13条から第27条まで、第32条から第38条まで及び第56条の規定は、第45条の規定による一般県営住宅の使用について準用する。この場合において、第7条中「前2条」とあるのは「第47条の規定により読み替えて準用される第56条」と、第14条第1項第1号中「第29条第1項又は第35条第1項」とあるのは「第35条第1項」と、第32条中「第11条第1項若しくは第3項若しくは第28条第3項若しくは第4項の規定による家賃の決定、第13条（第28条第5項又は第29条第8項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第15条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第29条第1項の規定による明渡しの請求、第30条の規定によるあっせん等又は第36条の規定による一般県営住宅への入居の措置」とあるのは「第13条の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第15条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第36条の規定による一般県営住宅への入居の措置又は第46条第1項の規定による家賃の決定」と、第56条第1号中「第26条第1号、第2号又は第3号」とあるのは「第26条各号のいずれか」と読み替えるものとする。

（家賃の決定）

第51条 改良県営住宅の家賃は、公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）による改正前の公営住宅法（以下「旧住宅法」という。）第12条第1項及び公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成8年政令第248号）による改正前の公営住宅法施行令第4条に定める方法により算出した額に国有資産等所在市町村交付金法（昭和31年法律第82号）第16条の規定により加算することができる額を加える方法により得た額の範囲内において、知事が定める。

(準用)

第55条 第6条(第3項及び第4項を除く。)、第7条、第8条、第9条第1項、第10条、第13条、第14条(第1項第1号を除く。)、第15条、第16条(第3項を除く。)、第17条から第27条まで、第28条第1項、第30条、第32条、第33条(第1項第7号、第5項及び第6項を除く。)及び第34条の規定は、改良県営住宅及び地区施設の管理について準用する。この場合において、第6条第1項中「住宅法第23条各号」とあるのは「改良法第29条第1項において準用する住宅法第23条各号」と、「前条各号」とあるのは「第49条各号」と、同条第2項中「公営住宅の借上げに係る契約の終了又は住宅法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅」とあるのは「改良法第29条第1項において準用する住宅法第44条第3項の規定による改良住宅の用途の廃止により当該改良住宅」と、「入居の申込みをした場合(第36条第1項の規定による申出をした場合を除く。)」とあるのは「入居の申込みをした場合」と、「前条各号」とあるのは「第49条各号」と、第7条中「前2条」とあるのは「第55条の規定により読み替えて準用される第6条第1項及び第2項並びに第49条」と、第10条第1項、第2項及び第6項中「入居決定者」とあるのは「第48条の規定により入居者として決定された者又は入居決定者」と、第14条第1項第2号中「第33条第1項」とあるのは「第55条の規定により読み替えて準用される第33条第1項」と、第28条第1項及び第30条中「第5条第2号ア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれ同号ア、イ又はウに掲げる金額」とあるのは「第49条第2号ア又はイに掲げる場合に応じ、それぞれ同号ア又はイに掲げる金額」と、第32条中「第11条第1項若しくは第28条第3項の規定による家賃の決定、第13条(第28条第4項又は第29条第8項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第15条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第29条第1項の規定による明渡しの請求、第30条の規定によるあっせん等又は第36条の規定による一般県営住宅への入居の措置」とあるのは「第13条の規定による家賃の減免若しくは徴収の猶予、第15条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第55条の規定により読み替えて準用される第30条の規定によるあっせん等又は第54条の規定による割増賃料の徴収、減免若しくは徴収の猶予」と、第33条第1項第2号中「家賃」とあるのは「家賃又は割増賃料」と、同条第3項及び第4項中「近傍同種の住宅の家賃の額」とあるのは「第51条に規定する算定方法により得た額」と読み替えるものとする。

(準用)

第59条 第4条(第1項第3号を除く。)、第7条、第8条、第9条第1項、第10条、第13条、第14条(第1項第1号を除く。)、第15条、第16条(第3項を除く。)、第17条から第27条まで、第32条、第33条(第1項第7号、第5項及び第6項を除く。)及び第34条の規定は、特定公共賃貸住宅の管理について準用する。この場合において、第4条第1項第5号中「第5条各号のいずれか」とあるのは「第5条第1号又は第2号」と、第7条中「前2条」とあるのは「第56条」と、第32条中「第11条第1項若しくは第28条第3項の規定による家賃の決定、第13条(第28条第4項又は第29条第8項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第15条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第29条第1項の規定による明渡しの請求、第30条の規定によるあっせん等又は第36条の規定

(準用)

第55条 第6条(第3項及び第4項を除く。)、第7条、第8条、第9条第1項、第10条、第13条、第14条(第1項第1号を除く。)、第15条、第16条(第3項を除く。)、第17条から第27条まで、第28条第1項、第30条、第32条、第33条(第1項第7号、第5項及び第6項を除く。)及び第34条の規定は、改良県営住宅及び地区施設の管理について準用する。この場合において、第6条第1項中「住宅法第23条各号」とあるのは「改良法第29条第1項において準用する住宅法第23条各号」と、「前条各号」とあるのは「第49条各号」と、同条第2項中「公営住宅の借上げに係る契約の終了又は住宅法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅」とあるのは「改良法第29条第1項において準用する住宅法第44条第3項の規定による改良住宅の用途の廃止により当該改良住宅」と、「入居の申込みをした場合(第36条第1項の規定による申出をした場合を除く。)」とあるのは「入居の申込みをした場合」と、「前条各号」とあるのは「第49条各号」と、第7条中「前2条」とあるのは「第55条の規定により読み替えて準用される第6条第1項及び第2項並びに第49条」と、第10条第1項、第2項及び第6項中「入居決定者」とあるのは「第48条の規定により入居者として決定された者又は入居決定者」と、第14条第1項第2号中「第33条第1項」とあるのは「第55条の規定により読み替えて準用される第33条第1項」と、第28条第1項及び第30条中「第5条第2号ア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれ同号ア、イ又はウに掲げる金額」とあるのは「第49条第2号ア又はイに掲げる場合に応じ、それぞれ同号ア又はイに掲げる金額」と、第32条中「第11条第1項若しくは第3項若しくは第28条第3項若しくは第4項の規定による家賃の決定、第13条(第28条第5項又は第29条第8項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第15条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第29条第1項の規定による明渡しの請求、第30条の規定によるあっせん等又は第36条の規定による一般県営住宅への入居の措置」とあるのは「第13条の規定による家賃の減免若しくは徴収の猶予、第15条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第55条の規定により読み替えて準用される第30条の規定によるあっせん等又は第54条の規定による割増賃料の徴収、減免若しくは徴収の猶予」と、第33条第1項第2号中「家賃」とあるのは「家賃又は割増賃料」と、同条第3項及び第4項中「近傍同種の住宅の家賃の額」とあるのは「第51条に規定する算定方法により得た額」と読み替えるものとする。

(準用)

第59条 第4条(第1項第3号を除く。)、第7条、第8条、第9条第1項、第10条、第13条、第14条(第1項第1号を除く。)、第15条、第16条(第3項を除く。)、第17条から第27条まで、第32条、第33条(第1項第7号、第5項及び第6項を除く。)及び第34条の規定は、特定公共賃貸住宅の管理について準用する。この場合において、第4条第1項第5号中「第5条各号のいずれか」とあるのは「第5条第1号又は第2号」と、第7条中「前2条」とあるのは「第56条」と、第32条中「第11条第1項若しくは第3項若しくは第28条第3項若しくは第4項の規定による家賃の決定、第13条(第28条第5項又は第29条第8項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第15条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第29条第1項の規定による明渡しの請求、第30条の規定によ

による一般県営住宅への入居の措置」とあるのは「第13条の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第15条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予又は第58条の規定による家賃の減額」と、第33条第3項及び第4項中「近傍同種の住宅の家賃の額」とあるのは「第57条第1項に規定する算定方法により算出した額」と読み替えるものとする。

(入居者の募集方法)

第60条 知事は、次の各号のいずれかの事由がある場合において特定の者を地域特別賃貸住宅に入居させる場合を除くほか、地域特別賃貸住宅の入居者を公募するものとする。

- (1) 第4条第1号又は第2号に掲げる事由
(2)～(4) [略]

2 [略]

(準用)

第62条 第7条、第8条、第9条第1項、第10条、第13条、第14条(第1項第1号を除く。)、第15条、第16条(第3項を除く。)、第17条から第27条まで、第32条、第33条(第1項第7号、第5項及び第6項を除く。)、第34条、第57条第2項及び第58条の規定は、地域特別賃貸住宅の管理について準用する。この場合において、第7条中「前2条」とあるのは「第61条」と、第32条中「第11条第1項若しくは第28条第3項の規定による家賃の決定、第13条(第28条第4項又は第29条第8項において準用する場合を含む。)」の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第15条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第29条第1項の規定による明渡しの請求、第30条の規定によるあっせん等又は第36条の規定による一般県営住宅への入居の措置」とあるのは「第13条の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第15条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予又は第62条の規定により読み替えて準用される第58条の規定による家賃の減額」と、第33条第3項及び第4項中「近傍同種の住宅の家賃の額」とあるのは「第57条第1項に規定する算定方法により算出した額」と、第57条第2項中「前項」とあり、及び第58条中「前条」とあるのは「地域特別賃貸住宅」と読み替えるものとする。

(入居者の募集方法)

第63条 知事は、次の各号のいずれかの事由がある場合において特定の者を準特定優良賃貸住宅に入居させる場合を除くほか、準特定優良賃貸住宅の入居者を公募するものとする。

- (1) 第4条第1号又は第2号に掲げる事由
(2)～(4) [略]

2 [略]

(準用)

第64条 第5条(第2号イを除く。)、第6条(第3項及び第4項を除く。)、第7条、第8条、第9条第1項、第10条から第15条まで、第16条(第3項を除く。)、第17条から第30条まで、第31条第1項、第32条、第33条(第1項第7号、第5項及び第6項を除く。))及び第34条の規定は、準特定優良賃貸住宅の管理について準用する。この場合において、第5条第1号中「第5号、次条第4項、第24条第1項、第49条第1号及び第5号、第56条第2号並びに第61条第1号及び第4号」とあるのは「第24条第1項」と、同条第2号中「この章及び次章」とあるのは「この章」と、第6条第2項中「入居の申込みをした場合(第36条第1項の規定による申出をした場合を除く。)」とあるのは「入居の申込みをし

るあっせん等又は第36条の規定による一般県営住宅への入居の措置」とあるのは「第13条の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第15条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予又は第58条の規定による家賃の減額」と、第33条第3項及び第4項中「近傍同種の住宅の家賃の額」とあるのは「第57条第1項に規定する算定方法により算出した額」と読み替えるものとする。

(入居者の募集方法)

第60条 知事は、次の各号のいずれかの事由がある場合において特定の者を地域特別賃貸住宅に入居させる場合を除くほか、地域特別賃貸住宅の入居者を公募するものとする。

- (1) 第4条第1項第1号又は第2号に掲げる事由
(2)～(4) [略]

2 [略]

(準用)

第62条 第7条、第8条、第9条第1項、第10条、第13条、第14条(第1項第1号を除く。)、第15条、第16条(第3項を除く。)、第17条から第27条まで、第32条、第33条(第1項第7号、第5項及び第6項を除く。)、第34条、第57条第2項及び第58条の規定は、地域特別賃貸住宅の管理について準用する。この場合において、第7条中「前2条」とあるのは「第61条」と、第32条中「第11条第1項若しくは第3項若しくは第28条第3項若しくは第4項の規定による家賃の決定、第13条(第28条第5項又は第29条第8項において準用する場合を含む。)」の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第15条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第29条第1項の規定による明渡しの請求、第30条の規定によるあっせん等又は第36条の規定による一般県営住宅への入居の措置」とあるのは「第13条の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第15条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予又は第62条の規定により読み替えて準用される第58条の規定による家賃の減額」と、第33条第3項及び第4項中「近傍同種の住宅の家賃の額」とあるのは「第57条第1項に規定する算定方法により算出した額」と、第57条第2項中「前項」とあり、及び第58条中「前条」とあるのは「地域特別賃貸住宅」と読み替えるものとする。

(入居者の募集方法)

第63条 知事は、次の各号のいずれかの事由がある場合において特定の者を準特定優良賃貸住宅に入居させる場合を除くほか、準特定優良賃貸住宅の入居者を公募するものとする。

- (1) 第4条第1項第1号又は第2号に掲げる事由
(2)～(4) [略]

2 [略]

(準用)

第64条 第5条(第2号イを除く。)、第6条(第3項及び第4項を除く。)、第7条、第8条、第9条第1項、第10条から第15条まで、第16条(第3項を除く。)、第17条から第30条まで、第31条第1項、第32条、第33条(第1項第7号、第5項及び第6項を除く。))及び第34条の規定は、準特定優良賃貸住宅の管理について準用する。この場合において、第5条第1号中「、次条第4項、第24条第1項、第49条第1号及び第5号、第56条第2号並びに第61条第1号及び第4号」とあるのは「及び第24条第1項」と、同条第2号中「この章及び次章」とあるのは「この章」と、第6条第2項中「入居の申込みをした場合(第36条第1項の規定による申出をした場合を除く。)」とあるのは「入居の申込みをした

た場合」と、第11条第1項中「第46条」とあるのは「第33条」と、第14条第1項第1号中「第29条第1項又は第35条第1項」とあるのは「第29条第1項」と、第32条中「第11条第1項若しくは第28条第3項の規定による家賃の決定、第13条（第28条第4項又は第29条第8項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第15条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第29条第1項の規定による明渡しの請求、第30条の規定によるあっせん等又は第36条の規定による一般県営住宅への入居の措置」とあるのは「第64条の規定により読み替えて準用される第11条第1項若しくは第28条第3項の規定による家賃の決定、第13条（第28条第4項又は第29条第8項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第15条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第29条第1項の規定による明渡しの請求又は第30条の規定によるあっせん等」と読み替えるものとする。

場合」と、第11条第1項中「第46条」とあるのは「第33条」と、第14条第1項第1号中「第29条第1項又は第35条第1項」とあるのは「第29条第1項」と、第32条中「第11条第1項若しくは第3項若しくは第28条第3項若しくは第4項の規定による家賃の決定、第13条（第28条第5項又は第29条第8項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第15条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第29条第1項の規定による明渡しの請求、第30条の規定によるあっせん等又は第36条の規定による一般県営住宅への入居の措置」とあるのは「第64条の規定により読み替えて準用される第11条第1項若しくは第3項若しくは第28条第3項若しくは第4項の規定による家賃の決定、第13条（第28条第5項又は第29条第8項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第15条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第29条第1項の規定による明渡しの請求又は第30条の規定によるあっせん等」と読み替えるものとする。

第2条 宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(家賃の決定)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 一般県営住宅の入居者（介護保険法（平成9年法律第123号）<u>第5条の2</u>に規定する認知症である者、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者その他の公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）第8条各号に掲げる者に限る。第28条第4項において同じ。）が次条第1項の規定による収入の申告をすること及び第32条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、当該入居者の一般県営住宅の毎月の家賃は、毎年度、同条の規定による書類の閲覧の請求その他の公営住宅法施行規則第9条に定める方法により把握した当該入居者の収入及び当該一般県営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、住宅令第2条に定める方法により、知事が定める。</p>	<p>(家賃の決定)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 一般県営住宅の入居者（介護保険法（平成9年法律第123号）<u>第5条の2第1項</u>に規定する認知症である者、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者その他の公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）第8条各号に掲げる者に限る。第28条第4項において同じ。）が次条第1項の規定による収入の申告をすること及び第32条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、当該入居者の一般県営住宅の毎月の家賃は、毎年度、同条の規定による書類の閲覧の請求その他の公営住宅法施行規則第9条に定める方法により把握した当該入居者の収入及び当該一般県営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、住宅令第2条に定める方法により、知事が定める。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

